

## 受動喫煙の防止に関する意見について

団体名 北海道鮭商生活衛生同業組合

項目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
1 目的	意見なし	
2 基本理念		
3 責務		

項 目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
4 基本的 施 策		
5 罰則		

## 受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	北海道社交飲食生活衛生同業組合
-----	-----------------

項目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
1 目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社交業界は住民憩いの場を提供することを目的としているが、小規模店が多く、法律（健康増進法）と条例で二重の規制を受けることで営業に厳しさが増し、死活問題となる。</li> <li>○ なぜ、法律と条令で二重に規制するのか意味が全くわからない。それとも今回の条例制定は法による委任条例の制定なのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法律より厳しく規制することは、意味が分からず理解できないので反対である。国が改正した健康増進法に問題があるのであれば、国に要請し改正、変更すればよいと思う。法の委任状例を作るのか。</li> <li>○ 規制の対象となる国民も道民も同じであり、道民の環境やマナーに何か問題があるのか。法律で規制すれば十分でないのか。</li> </ul>
2 基本理念		
3 責務		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条例制定という趣旨からして、社交業界において、今回の規制で一番大きな影響を受ける「小規模店」の意見を個別に聞いて条例制定に反映してほしい。 現場の意見を聞くことが大切だと思います。</li> </ul>

項 目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
4 基本的 施 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 改正健康増進法も理解や法規制への対策が十分でない。それを周知するのが先でないのか。そんな状況下で法と条例の二重規制は道民の混乱を招くのは必至である。</li> <li>○ 特定飲食提供施設の客室面積基準強化の反対 客室が広がったら受動喫煙に問題があるので規制を強化し、狭かったら規制を緩くするということの、法が規制する目的、趣旨が良く分からない。</li> <li>○ 加熱式たばこの取り扱いについては、周囲の同席者に対する影響も少ないことから条例の規制対象から除くなど、紙巻きたばことは異なる措置としてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共の場所における喫煙環境や外国人旅行者に対策も必要である。行政としての役割の優先順位を考えてほしい。</li> <li>○ 特に小規模店における「店舗内禁煙」は、この不況の時代には厳しい営業においてこまれ死活問題である。個々の経営者が生活をかけて営業しているのが実態である。それぞれの店の経営実態に合わせた規制にしてほしい。 特に小規模店の個々の経営者の意見をくみ上げて条例制定に反映してほしい。</li> </ul>
5 罰則		

## 受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	北海道中華料理生活衛生同業組合
-----	-----------------

項目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
1 目的	<p>○改正健康増進法の認知度について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員の理解浸透に向けた周知、共有を都度実施</li> <li>・上部団体からの資料、情報をもとに周知しているもの、政省令が本年2月末に公布されたばかりのため、組合員各々が環境整備等の判断には至っていない状況</li> <li>・改正健康増進法の施行が来春であることから、組合員の環境整備等の対応が間に合うかを危惧</li> </ul> <p>○売上影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私ども中華料理生活衛生同業組合の組合員は経営規模が様々で、組合員毎に地域、業態、顧客層を考慮して日々経営しており、売上に与える影響について懸念</li> <li>・経済影響がないとする調査や意見があることは承知しているが、料理の提供を中心とする業態と飲酒を伴う業態で影響がことなると共に、客層によっても影響が異なり、結果、売上への影響は少なからずあるものと認識</li> </ul>	<p>○望まない受動喫煙の防止の取り組みにおいて、改正健康増進法を混乱なく推進することが重要と考え、改正健康増進法に規制を上乗せする条例に反対</p>
2 基本理念	<p>○改正健康増進法の周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正健康増進法が事業者に正しく理解され、来春の施行までに環境整備等の対策が完了するよう、行政が周知・普及に努めることが優先的且つ重要</li> </ul>	<p>○公共喫煙所整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康増進法の改正により規制を強化するだけでなく、喫煙者が決められた場所で、マナーを守って喫煙出来る公衆喫煙場所の整備を要望</li> </ul> <p>○標識の配布について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省による全国統一の標識の掲示により、お客様ご自身が飲食店を選択できるため、望まない受動喫煙の防止に有効</li> <li>・望まない受動喫煙の防止を推進するため、行政による標識の作成、事業者への配布を要望</li> </ul>
3 責務		

項 目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
4 基本的 施 策	<p>○飲食店の対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正健康増進法では、小規模事業者に対する経過措置はあるものの、喫煙可能な場所へ未成年の従業員やお客様の入室制限があるため、組合員の業態や顧客層によっては、店舗を禁煙化せざるを得ないとの判断を求められる状況と認識</li> <li>私ども中華料理衛生同業組合は、改正健康増進法の趣旨を踏まえ、組合一丸となり望まない受動喫煙の防止対策を推進していく</li> </ul> <p>○加熱式たばこの扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正健康増進法では、「他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないもの」との見解が示されている通り、科学的な知見が十分でない現時点において、改正健康増進法の適用を推進することが合理的</li> </ul>	<p>○飲食店の対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>客席面積基準について、改正健康増進法以上の対策強化に反対</li> <li>小規模事業者に経過措置として認められる客席面積基準（100㎡以下）は、国により十分な議論、審議のもと制定されたと認識</li> <li>改正健康増進法以上の客席面積の対策強化は、更なる環境整備投資が発生することを懸念</li> </ul> <p>○事業者に対する助成制度を要望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>私ども組合員の経営規模は様々であり、事業者が望まない受動喫煙の防止対策を推進するための費用は軽微なものではなく、施設の仕様や構造によっては多大な投資が想定されるため、行政による地方財政措置を要望</li> </ul>
5 罰則		

## 受動喫煙の防止に関する意見について

団体名 一般社団法人 全国旅行業協会北海道支部

項目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
1 目的	意見なし	
2 基本理念		
3 責務		

項 目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
4 基本的 施 策		
5 罰則		

## 受動喫煙の防止に関する意見について

団体名 北海道私立中学高等学校協会

項目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
1 目的	私立中学高等学校における健康増進法改正に伴う受動喫煙の防止対策については、各学校がそれぞれ対応しているものと考えております。	
2 基本理念		
3 責務		

項 目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
4 基本的 施 策		
5 罰則		

## 受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	北海道高等学校長協会
-----	------------

項目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
1 目的	道立学校では、10年以上前から校地内禁煙となっているので、対応について影響はない。 喫煙による健康被害教育は、授業でも講演等でも取り扱っている。今後も継続して受動喫煙についても取り扱っていかなければならない。	オリンピック、ラグビーワールドカップを控え、また道として海外からのインバウンドの誘致を推進し、加えて北海道においては男女とも喫煙率が全国一高いことを考えると、公共性を持つ施設は原則禁煙とし、分煙施設があれば例外的に許可するという姿勢がよい。 なお、家庭内等私的な場の喫煙を制限するものではないということだが、家庭内であっても、受動喫煙を望まない子どもたちがいることを踏まえた対応も必要である。
2 基本理念		
3 責務	特に意見なし	道は、受動喫煙が与える健康被害について広く啓発するとともに、喫煙室の設置がなければ原則禁煙とすることを強く指導することとする。

項 目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
4 基本的 施 策	条例の徹底により、医療費、健康保険料の減が期待される。	公共の施設以外も努力目標とせず、喫煙専用施設の設置につながるよう働きかけて欲しい。
5 罰則	特に意見なし	特に意見なし

## 受動喫煙の防止に関する意見について

団体名 株式会社総北海

項目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
1 目的	世の中の動向を受けて当社では敷地内禁煙を実施しています。喫煙者は減りましたがどうしても吸いたい人は自家用車で喫煙しているのが現状です。	特にありません
2 基本理念		
3 責務	喫煙者はますます減少していくと思います。	

項 目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
4 基本的 施 策	あまりに喫煙場所を限定しすぎると隠れて不適切な喫煙が行われ、別な問題が発生しないのか危惧します。	
5 罰則		

## 受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	北開工営株式会社
-----	----------

項目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
1 目的	<p>◆社内認知度アンケートの結果（回答数33名）</p> <p>【Q1】2020年4月に施行される改正健康増進法に伴い、喫煙できる場所に関するルールが変わる事を知っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施行時期と改正内容まで大体知っていた 6%</li> <li>・法律が改正される事は知っていた 55%</li> <li>・全く知らなかった 39%</li> </ul> <p>【Q2】この法律が『他の人の喫煙による、望まない受動喫煙をなくす』ことを目的としている事を知っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知っていた 52%</li> <li>・知らなかった 48%</li> </ul>	<p>◆意見</p> <p>2020年4月に法改正が施行されるまでに、その場所が禁煙となる理由が「他の人の受動喫煙防止」の為であるという事を、喫煙者に理解してもらえる様、国や道に周知・啓発を押し進めて頂きたい。</p>
2 基本理念	<p>◆周知への対策</p> <p>当社従業員の、法改正と受動喫煙防止についての認知度は現時点では残念ながら大変低い結果であった。</p> <p>当社では周知のための対策をまだ行っていないが、今回、受動喫煙防止対策に対する認知度を確認するために行ったアンケート調査により、2020年度に法改正がある事、受動喫煙防止対策の基本理念について情報提供ができたのではないかと考えている。</p> <p>今後は社内掲示板等を利用して改正法の概要や受動喫煙防止についてのリーフレット等の配布を予定している。</p>	
3 責務	<p>◆当社が行っている対策と予定</p> <p>当社では事務所の移転を機に、2018年4月より喫煙室を廃止し原則建物内禁煙とした。但しこれは「受動喫煙防止」のための対策ではなく、喫煙者の健康管理という観点からの対処であるため、2020年以降「受動喫煙防止」という観点で周知・対策を進める必要があると考えている。現在、従業員に対する事務所内禁煙の周知は出来ているが、喫煙に関する規則が無いのが現状である。「受動喫煙防止」というキーワードで喫煙に関する規則化や就業規則への反映等を検討すべきと考えている。</p> <p>◆予想される効果</p> <p>会社の責務として、受動喫煙防止のための社内ルールの策定や、必要に応じて掲示をする等、受動喫煙による健康被害の情報提供や周知を行うことで社内および建物内における禁煙を徹底させることができると予想される。</p> <p>これにより建物内の人の望まない受動喫煙を防止することができると考えている。</p>	

項目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
4 基本的 施策	<p>◆当社の喫煙・禁煙対策と影響について</p> <p>現在の喫煙者率は約15%、5年程前と比較し約10%減少している。</p> <p>平成12年に事務所内に喫煙室を設置し分煙を行ってきたが、平成30年4月より事務所内禁煙とした。これにより、事務所内やビル敷地内や近接する歩道等で喫煙しているケースは無くなったが、喫煙者は近隣の店舗敷地内（屋外）に設置された喫煙場所を利用していると思われる。</p> <p>会社が喫煙室を廃止して社内禁煙とした結果、近隣住民等に対する受動喫煙への配慮に欠ける結果となっているのではないかという懸念がある。</p>	<p>◆道の条例に求めるもの</p> <p>テナントビル内の保育園、小中学生の塾の入るビルは第1種施設と同等の扱いとし、敷地内（屋外）も禁煙とすべきと考える。又、公共の児童公園敷地内も同様に禁煙とすべきと考える。</p> <p>◆意見</p> <p>保育所や塾が単独の建物でなく、テナントビルの一室にある場合、そのビルの建物内（共有部分）や敷地内（屋外）の受動喫煙防止のための対策はどのように実施されるのだろうか。</p> <p>当社は現在、ビルの別階に認可保育所と塾が入っている状況であり、ビル管理者からの建物内、敷地内禁煙の指示は無く、また会社としては従業員に対して敷地内（屋外）の禁煙指示はしてはいない。</p> <p>このような事務所の立地状況の場合、ビル管理者又はテナントとして入居する会社の社会的責務としては、受動喫煙防止の観点から敷地内全面禁煙にすべきであろう考える。</p>
5 罰則		